議第73号 呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号。以下「指定感染症政令」といいます。)が廃止されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定の整理をするものです。

2 改正の内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和3年政令第25号。以下「整備政令」といいます。)が令和3年2月13日に施行され、整備政令第1条の規定により指定感染症政令が廃止されました。

呉市職員特殊勤務手当支給条例(平成10年呉市条例第2号)では、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して支給する防疫等作業手当に係る規定において、「新型コロナウイルス感染症」の定義を「指定感染症政令第1条に規定するもの」としていますが、指定感染症政令が廃止されたことに伴い、当該定義規定を整理するものです。

3 施行期日

公布の日